令和７年４月１日

狛江市立緑野小学校いじめ防止基本方針

狛江市立緑野小学校
校長　　亀田　親子

１　いじめの定義

「いじめ」とは

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

２　本校におけるいじめ防止に関する基本認識

いじめは、かけがえのない児童の生命を奪うことがあるだけでなく、いじめに関わった全ての児童の人間形成に多大な影響を与え、人と人との関係を破壊することにもつながる深刻な問題となる。

本校においては、「１　いじめの定義」に基づき、全ての教職員が、「いじめは、どの学校でも・どの学級でも起こり得るものである。」「いじめ問題に関わらない者はいない。」という基本認識に立つ。そして、全校児童が、いじめのない楽しい学校生活を共に送ることができるよう、いじめを防止するための基本方針を決定する。このことは、本校において編成する教育課程にも位置付け、意図的計画的な取組に結び付ける。

いじめを防止するための基本姿勢としては、次の５点を掲げ、具体的な取組を進める。

(1)　いじめを生じさせない学校づくりを行うために、学年団・学級団（えのき・ふたば）の教員が学年担任・学級担任の意識をもち、全学年児童の指導にあたり、児童理解を深める。（いじめの未然防止）

(2)　WEBQU の活用等により、いじめの芽をできる限り早く見付けるとともに、当該児童の安全を確保しながら様々な手段を講じて、解決に当たる。（いじめの早期発見・早期対応）

(3)　いじめ問題に全校教職員で取り組むための組織づくりを図る。（学校いじめ防止委員会の設置）

(4)　いじめ問題について保護者や地域との理解と、狛江市教育支援センター等関係機関の協力を得られるように努める。（家庭や地域、関係機関との連携）

(5)　いじめの深刻化等重大事態への対処が可能となるよう、狛江市教育委員会とも連携しながら、組織の整備を行う。（重大事態への対処）

３　いじめの未然防止のための取組

いじめに対しては、「するを許さず」「されるを責めず」「いじめに第三者なし」を基本に据え、次のような基本的視点に基づいた取組を行うことで、未然防止を図る。

・いじめを単なるけんかやトラブルとしてではなく、人権侵害、差別の問題として受け止める。いじめには、加害者、被害者の関係だけでなく、観衆や傍観者の存在も視野に入れる。
・「いじめられる側に問題がある」という見方をしない。
・いじめであるか否かは、被害を受けている者の受け止め方で判断する。
・いじめの未然防止や早期発見・早期対応は、児童の成長・発達にとって極めて重要な問題であると受け止める。

具体的な取組として、本校では次のような実践を行う。

(1)　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①　いじめをなくすことを目指した児童会活動を推進する。

②　都「ふれあい月間」とも連動させ、朝会時においていじめの未然防止に関わる校長講話を年間３回行う。

③　道徳科等において「いじめに関する授業」を必ず実施し、いじめ問題を自分のこととして捉え、児童・生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめが絶対に許されないことを自覚できるようにする。

(2)　児童一人一人の自尊感情の高揚

①　市独自で行っている WEBQU の結果等に基づき、児童一人一人の心の有り様を把握した上で、個と集団との関わりをより円滑にするための様々な活動を意図的に取り入れる。特に、複数回実施する調査の中で、変動の激しい児童への対応を心がける。

②　一人一人が学校の中で活躍できる場をつくり、学校が一人ひとりにとって心地よい居場所となるようにする。

③　人との円滑な関わりが実際にできるようにするため、学年の進行に応じて必要とされるスキルを向上させるための、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や CGE（構成的グループエンカウンター）等を組み入れた授業を年間指導計画の中に位置付け、実施する。

(3)　人との温かな関わりのよさを味わう体験活動

①　互いの考えや意見を交流する場面を授業に積極的に取り入れるとともに、それらを「認め合い」「支え合い」「高め合う」ための具体的な言動の仕方について指導する。

②　異学年で関わり合う活動や学習の場面、例えば、たてわり班活動や読み聞かせなどを通して、上級生としてのリーダー性を育むことで自己有用感を高めるとともに、下級生のフォロワーシップや上級生のよさを自らに内在化することにより、人と人とが円滑に関わり合う力を高める。

４　いじめの早期発見・事案対処への取組

(1)　いじめの早期発見のために行うこと

①　学年担任・学級担任として、日頃から児童とのコミュニケーションをとり、何でも話し、相談できる信頼関係を構築しておく。

②　いじめは発見しにくいもの、発見されにいくものであることを認識したうえで、行動や生活の様子からちょっとした変化に気付く感性を磨き、特にいじめられる側の出すサインを見落とさない。

③　日頃の観察とともに、年間に複数行われる WEBQU やふれあい月間と連動したアンケート調査等から、児童の悩みや意識の変化を把握する。

④　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒の人間関係に関する悩み等含む）があった場合や学校の教職員がいじめを発見した場合、また相談を受けた場合、速やかに学校いじめ防止委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、情報の迅速な共有化を図る。

⑤　子どもが相談しやすく、学年団や学級団を含めた組織的対応が可能となる教育相談体制を確立し、周知する。

(2)　「いじめかな？」と感じたときに行うこと

①　学年担任・学級担任が、複数の目で注意深く見守りつつ、速やかに学校いじめ防止委員会に相談し、複数の目で判断を行う。

②　いつもとは違う状態や行動について、それらの背景や児童間の関係など、全体像を正しく把握する。

③　学校いじめ防止委員会で指導方針、指導体制を構築し、指導を開始する時期を逸することなく、関係者からの聞き取りを行う。事実関係について、詳細な情報を得る際には、児童が話しやすい環境設定を慎重に行う。

④　いじめに関する情報の発信者が被害にあわないように配慮するとともに、傍観者へのはたらきかけを並行して行う。また、いじめている児童やその周囲にいる児童の心理を把握し、いじめの構造に応じて慎重な対応及び指導を行う。

(3)　いじめ問題への対応を行う際の対象について

①　いじめられている児童への指導・援助

②　いじめている児童への指導

③　いじめの周囲にいる児童への指導

５　いじめに対する措置

いじめ解消に係る判断については、以下の内容を規準とする。

(1)　いじめに係る行為が止んでいること

※　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３ヶ月を目安とする）継続していること。（ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要とされる場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止委員会の判断により、より長期の目安を設定する。）

(2)　被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

６　学校いじめ防止委員会への設置

いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、本校に「学校いじめ防止委員会」を置く。本委員会は、既存する生活指導部を基盤に、必要に応じて、管理職、養護教諭、当該学年担任、SC 等を加えて構成する。

(1)　既存する生活指導部の役割

月１回設定されている校内委員会において、問題傾向のある児童についての情報共有を行い、現状や指導の具体について協議し、全校での組織的対応につなげる。

(2)　学校いじめ防止委員会の役割

いじめ防止に関する実効的な措置を行うことができるよう、次の６点について取り組むとともに、取組に関する評価に基づき、改善を図れるようにする。

①　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
②　教職員の共通理解と意識啓発
③　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
④　事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断
⑤　いじめ問題に関する校内研修の実施
⑥　いじめ事案に対する対応（指導方針・体制等）、狛江市教育委員会への報告

７　いじめ問題に関わる重大事態への対応

緊急かつ重大ないじめ事案等生活指導上の問題が明らかになった場合には、次の６点について対応及び実施に向けた検討を行う。

①　市教育委員会指導室への報告と連携
②　被害児童に対する複数の教員による保護と対応に関する情報共有
③　被害児童に対する緊急避難措置
④　加害児童に対する懲戒や出席停止等の措置
⑤　警察への相談・通報や児童相談所との連携
⑥　本件に関わる保護者会の開催

８　いじめ問題に関わる家庭や地域、関係機関との連携

いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童の保護者に対しても、今後の指導方針を伝えていく。なお、事実確認により判明した、いじめに関する情報については、適切に提供をし、学校と家庭との連携が円滑になるよう配慮する。

児童に対する支援・援助が学校外の広範囲にわたる場合や専門的な支援・援助が必要となる場合には、地域はもちろんのこと、狛江市教育支援センターや子ども発達支援課、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に図る。

連携の体制を図るために、次の４点について、年度当初など適切な時期に周知しておく。

① いじめに関する訴えや情報に適切に対応するため、学年団・学級団（えのき・ふたば）の教員が共通理解を図り、解決に当たっては、学校全体で取り組むこと。
② 日常から、児童や学校の取組に関わる情報を保護者等に提供し、信頼関係を築いていくとともに、保護者からの相談に対しては、誠意のある対応をすること。
③ 学校が指導したことについて、保護者の理解を得ながら必要に応じて教育相談所等の関係機関との連携を図ること。
④ 学校に「いじめ相談窓口」を開設し、学校だより等を通じて周知すること。

９　留意事項

下記該当する児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童
(2) 海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
(4) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
(5) 新型コロナウイルス等の新規に発生する感染症に罹患した児童

１０　その他

(1) 本基本方針は、平成２６年４月１日より、施行する。
(2) 内容の改定に当たっては、学校いじめ防止委員会における取組状況の評価に基づき実施する。
(3) 平成３０年３月８日　一部改定
(4) 令和２年６月８日一部改定